

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和2年9月3日(木) 14時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(一部TV会議により実施)

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他13名

東京電力(株) サイクル技術グループマネージャー

中部電力(株) サイクル戦略グループ課長

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー 他1名

四国電力(株) サイクル技術グループ担当

#### 5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、令和2年8月31日の審査会合(※)において、事業者から類型化の準備ができていると説明があったので、原子力規制庁から例示の提示を求めていたことについて、当日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・審査会合で日本原燃から「もう類型化はほぼ出来上がっている」、「ある程度、当たりが付いている」との説明であったが、対象機器の抽出の設定単位が適切でなく、原子力規制庁が想定しているものとは相当異なる。対象機器のリスト化は、類型化の前提作業となるため、適切に整理がなされなければ、到底、適切な類型化ができるものにはならない。
- ・再処理事業規則の施設の申請区分を踏まえて、事業変更許可申請書での設備機器等の記載の構成を参考に再整理すること。まずは、例示を

示すこと。

(3) 日本原燃から、以下の発言があった。

- ・ 本日の指摘で対象機器のリスト化の整理が悪かったことは理解した。
- ・ 一方で、これまでの整理の過程の資料で使用できるものもあるため、例示を速やかに示したい。
- ・ 本日の面談を踏まえて対応する。

## 6. その他

提出資料

「第1回 設工認申請の考え方について」

※ 令和2年8月31日の審査会合

「第368回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」